

高知県アルコール健康障害・依存症対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 高知県におけるアルコール健康障害及び依存症への対策を総合的かつ計画的に推進するため、高知県アルコール健康障害・依存症対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 高知県のアルコール健康障害及び依存症対策に係る計画の策定、見直しに関すること
- (2) 前号の計画に係る進捗管理、評価に関すること
- (3) アルコール健康障害及び依存症の各施策の連携に関すること
- (4) その他、アルコール健康障害及び依存症対策に関する必要な事項

(構成及び任期等)

第3条 協議会は、別表に掲げる機関の者（以下「委員」という。）で構成する。

- 2 委員は知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の再任は、これを妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

- (1) 会長は委員の互選により選出する。
- (2) 会長は協議会を総理する。
- (3) 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- (4) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、高知県子ども・福祉政策部長が招集する。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、高知県子ども・福祉政策部障害保健支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月28日から施行する。

高知県アルコール健康障害・依存症対策推進協議会構成員名簿

1	高知県医師会	医療関係
2	依存症専門医療機関（アルコール）	医療関係
3	依存症専門医療機関（ギャンブル等）	医療関係
4	高知県立大学健康栄養学部	学識経験者
5	高知県小売酒販組合連合会	関係事業者
6	高知県競馬組合	関係事業者
7	高知県社会福祉協議会	福祉関係
8	高知県断酒連合会	当事者団体
9	アディクション問題を考え行動する会こうち	支援団体
10	G A高知グループ	当事者団体
11	全国ギャンブル依存症家族の会高知	家族団体
12	特定非営利活動法人 高知ダルク	当事者団体
13	全国薬物依存症者家族会連合会高知家族会	家族団体
14	高知県精神保健福祉士協会	医療関係
15	高知県医療ソーシャルワーカー協会	医療関係
16	高知県薬剤師会	医療関係
17	高知弁護士会	司法機関
18	高知県警察本部少年女性安全対策課	警察
19	高知市	市町村
20	高知県立精神保健福祉センター（依存症相談拠点機関）	行政機関
21	高知県保健所長会	行政機関